

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ
東方共和国との間の協定

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定

日本国及びウルグアイ東方共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、並びに繁栄及び双方にとって好ましいビジネス環境を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

双方の締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）。ただし、公的企業の持分は含まない。

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証券は含まない。

注釈 1 債券、社債、長期債等の形態の債務証券は、投資財産としての性質を有する可能性が高く、

その他の形態の債務証券、例えば、商業上の目的を持たない銀行口座であつて、その所在する領域内にある投資財産又はそのような投資財産を形成する試みと関連しないものは、投資財産

としての性質を有する可能性が低い。

注釈2 この協定の適用上、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であつて、直ちに支払期限が到来するものは、投資財産ではない。

- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
 - (v) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
 - (vi) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、採掘及び抽出のための権利を含む。）
 - (vii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定

は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

注釈 「投資財産」には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行つた時点以降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii) 締約国の企業

注釈 一方の締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(c) (i) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

- (ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (d) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。
- (e) 「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の双方に該当する法人その他の事業体をいう。
 - (i) 営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）
 - (ii) 当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの
- (f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (g) 「区域」とは、

- (i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (ii) ウルグアイ東方共和国については、ウルグアイ東方共和国の主権の下にあるその領域（領土、内水、領海（海底及びその下を含む。）及びこれらの上空をいう。）並びにウルグアイ東方共和国が国際法及び国内法令に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- (k) 「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く。）をいう。

(1) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

第二条 適用範囲

1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のものに関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日が存在しているもの及びその後設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c) 第八条及び第二十七条の規定については、当該一方の締約国の区域内にある全ての投資財産

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が、法の実施及び執行、矯正、年金保険若しくは失業保険又は社会保障サービス、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、児童の保護及び保育等に係るサービス又

は任務を、この協定の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。

第三条 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 投資家及びその投資財産に関して与えられるこの条に規定する待遇には、第二十一条に規定する制度のような紛争解決のための制度であつて、一方の締約国と第三国との間の国際的な投資に関する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解される。

第五条 待遇に関する最低限度の基準

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づ

く待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定で定める義務は、次のとおりである。

(a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定は、この条の規定の違反があったことを証明するものではない。

第六条 その他の義務

一方の締約国は、当該一方の締約国の国内当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一

方の締約国の区域内にある企業であるものとの間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の法律に従い、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。ただし、当該書面による合意が次の(a)から(c)までの事項に関連するものである場合に限る。

- (a) 国内当局が管理する天然資源
- (b) 当該一方の締約国に代わって行う公衆に対するサービスの提供
- (c) 経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）

注釈1 「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

注釈2 「書面による合意」とは、書面による合意であつて、両当事者により作成され、第二十一条14(b)の規定に基づいて適用される法律により当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

- (a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与

える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

第七条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
 - (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
 - (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
 - (f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。
 - (g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。
- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- 3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
- (b) 1 (f)の規定は、次の場合には、適用されない。
- (i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1 (f)に規定する移転

の要求を課し、又は当該移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財産的価値を有する情報の開示に関する要求である場合

(c) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(d) 1 (a)から(c)まで並びに2 (a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第九条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、自国の企業であつて投資財産であるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は一方の締約国の区域内の居住者であることを

要求することができる。ただし、その要求により、投資家が自己の投資財産を支配する能力が実質的に妨げられないことを条件とする。

第十条 適合しない措置

1 第三条、第四条及び前二条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はウルグアイ東方共和国の県

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び県以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第三条、第四条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に關して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に可能な限り通報する。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第三条、第四条及び前二条の規定は、貿易関連的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内に

あるいかなる措置についても、適用しない。

7 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が交付する補助金又は行う贈与（政府により支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第十一条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十二条 特別な手続及び情報の要求

1 第三条のいかなる規定も、一方の締約国が自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

2 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。一方の締約国は、当該情報のうち秘密のものについては、当該他方の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第十三条 公衆による意見提出の手續

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十四条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十五条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十六条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。た

だし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
 - (b) 差別的なものでないこと。
 - (c) 2から4までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
 - (d) 正当な法の手続及び第五条の規定に従って実施するものであること。
- 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。
- 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること及び収用の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。
- 4 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が貿易関連知的財産権協定に適合する限りにおいて、適用

されない。

第十七条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十八条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当

該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

2 この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第二十一条の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。

第十九条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものを含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
 - (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
 - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
 - (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
 - (f) 第十六条及び第十七条の規定に従つて行われる支払
 - (g) 第二十一条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
 - (b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 関係法令に従って要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第二十条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月の期間内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に両締約国との協議の上合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 国際司法裁判所長が3に規定する任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、国際司法裁判所次長に対し必要な任命を行うよう要請する。同次長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、当該任命は、国際司法裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

5 両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

- (a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。
- (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。
- (c) いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

6 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

7 締約国は、6の規定の適用を妨げることなく、仲裁委員会に対し、その決定の通告の後十五日以内に当該決定の説明又は解釈を要請することができる。仲裁委員会は、要請がなされた後十五日以内に当該要請についての決定を行う。

8 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十一条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この協定の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 投資紛争は、可能な限り、投資紛争の当事者である投資家（以下「紛争投資家」という。）と当該投資紛争の当事者である締約国（以下「紛争締約国」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

- 3 紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の協議又は交渉により、当該紛争投資家が紛争締約国に対して書面による協議又は交渉の要請を行った日から六箇月以内に投資紛争が解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために紛争締約国の法律の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の拘束力を有する紛争解決のための制度に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、7の規定に従い、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。
- (a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。
- (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。
- (c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁
- (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

4 紛争投資家は、紛争締約国に対し、投資紛争をこの条の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下この条において「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
 - (b) 違反があつたとされるこの協定の条項
 - (c) 請求の根拠とされる法的根拠及び事実に係る根拠
 - (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

- (a) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(b) 書面による合意に関する千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

7 この条の規定による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a) 紛争投資家が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b) 紛争投資家が紛争締約国に対し、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において当該投資紛争に関する手続を開始する権利を放棄する旨の書面を提出すること。

注釈 紛争投資家がこの(b)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合に
は、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。

8 7の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申し立てに係る手続を継続することができる。

9 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所又は司法裁判所に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後はこの条に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10 5の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

11 3の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13の規定の要件に従い、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12 紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

(a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c) いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

13 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

14 (a) 3の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する。

(b) 紛争投資家が第六条の規定に基づく請求を付託する場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この条の規定及び次のものに従つて決定する。

(i) 関連する書面による合意に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規

- (ii) (i)に規定する法規がない場合には、次の(A)及び(B)に規定するもの
 - (A) 該当する国際法の規則
 - (B) 紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）
- 15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。
- (a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）
 - (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し
- 16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
- 17 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。
- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
 - (b) 違反があつた場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方
 - (i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び代理人の報酬についても裁定を下すことができる。

注釈 仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

18 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、3の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにするることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

19 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。

20 仲裁裁判所の裁定は、特定の事件に関してのみ、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。

当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

注釈 この条の規定の適用上、いずれの締約国も、秘密の情報若しくは自国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法により開示から保護される情報の開示又は開示することにより法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、若しくはプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなり得る情報の開示を義務付けられないことが了解される。

第二十二條 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国が、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外

は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができるとができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

(e) 有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の保存のために必要な措置

2 この協定のいかなる規定（第十七条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

- (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置
- (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
 - 第二十三条 一時的なセーフガード措置
- 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十九条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
 - (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
 - (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合
- 2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。
 - (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
 - (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
 - (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十四条 知的財産権

- 1 両締約国は、投資活動の更なる促進のため、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している他の国際協定に従い、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。
- 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約

国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十五条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、3及び4に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第十六条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、課税措置が収用を伴うと主張する紛争投資家は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り、第二十一条の規定に基づき投資紛争を仲裁に付託することができる。

(a) 当該紛争投資家が、まず、両締約国の権限のある当局に対し、書面により、当該課税措置が収用を伴うか否かに係る事案を送付すること。

(b) 両締約国の権限のある当局が(a)の規定により事案を送付された日の後百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことに合意しないこと。

注釈 この条の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

4 第二十一条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

第二十六条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第十条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に係るものについて情報を交換

し、及び討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十七条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域

内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十八条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、こ

の協定による利益を否認することができる。

第二十九条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において、投資環境の可能な改善のためこの協定の見直しを行うことができる。この見直しにおいては、特に、この協定の運用、追加的な特定措置の履行要求（ライセンス契約に関連するものを含む。）の禁止、企業の社会的責任及び投資の漸進的な自由化を考慮することができる。

第三十一条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

- 2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。
- 3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。
- 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。
- 5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年一月二十六日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語の三の言語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

田中径子

ウルグアイ東方共和国のために

ルイス・ポルト

附属書 I 第十条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第十条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
- (b) 第四条（最恵国待遇）
- (c) 第八条（特定措置の履行要求）
- (d) 第九条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
- (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
- (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を一般的な形で記載し、この記載は拘束力を有しない。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 「留保の種類」に特定する義務は、第十条1の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。
- 5 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産

業分類の番号をいう。

日本国の表

一	分野	農林水産業（植物育成者権）
	小分野	
	産業分類	<p>J S I C 〇一一九 その他の耕種農業</p> <p>J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービスマ</p> <p>J S I C 〇四一三 藻類養殖業</p> <p>J S I C 〇四一五 種苗養殖業</p>
	留保の種類	<p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p>
	政府の段階	中央政府
	措置	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条
	概要	<p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約</p>

二		
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	<p>の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第三条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条</p>

	<p>三</p> <p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置</p>	<p>概要</p> <p>預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。</p>
<p>四</p> <p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p>	<p>概要</p> <p>熱供給業</p> <p>J S I C 三五一一 熱供給業</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>情報通信業 電気通信業</p> <p>J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業</p> <p>内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条）</p>

五 通	
分野 小分野 産業分類	政府の段階 措置 概要
<p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付随サービス業</p> <p>J S I C 三七一― 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七一― 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二― 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇― インターネット付随サービス業</p> <p>注 J S I C 三七一―、三七二―、三七一九、三七二―又は四〇―の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録</p>	<p>中央政府</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

六		
	留保の種類 政府の段階 措置 概要	<p>が求められるものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要		<p>製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>

七	分野	製造業
	小分野	皮革製造業及び皮革製品製造業
	産業分類	J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業 J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業
		注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に限られる。
		注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類		内国民待遇（第三条）

九	八	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	政府の段階 措置 概要
鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇（第三条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十	分野 小分野 産業分類	石油業
	J S I C 〇五三	原油・天然ガス鉱業
	J S I C 一七一	石油精製業
	J S I C 一七二	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
	J S I C 一七四	舗装材料製造業
	J S I C 一七九	その他の石油製品・石炭製品製造業
	J S I C 四七一	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
	J S I C 四七二	冷蔵倉庫業
	J S I C 五三三	石油卸売業
	J S I C 六〇五	ガソリンスタンド
	J S I C 六〇五	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
	J S I C 九二九	他に分類されないその他の事業サービス業
	注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。	

	十一
留保の種類 政府の段階 措置	分野 小分野 産業分類
<p>注2 JSIC九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もともと、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）</p> <p>JSIC 〇一 農業 JSIC 〇二 林業 JSIC 〇三 漁業（水産養殖業を除く。） JSIC 〇四 水産養殖業 JSIC 六三二四 農業協同組合 JSIC 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p>

十三	十二	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	留保の種類 政府の段階 措置 概要
運輸業	警備業 J S I C 九二三一 警備業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	措置	概要
航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）	経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請 する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類	<p>運輸業 航空運輸業</p> <p>J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条）</p>	<p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>
----	----------------------------	---	--

十五	
分野	<p>政府の段階 措置 概要</p>
運輸業	<p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十六		<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類</p> <p>運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第三条）</p>
	<p>小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 （a） 日本国の国籍を有しない自然人 （b） 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの （c） 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 （d） （a）から（c）までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が（a）から（c）までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が（a）から（c）までに掲げる自然人若しくは団体内に保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>

十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第三条）
	概要 措置 政府の段階	最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十八	分野 小分野 産業分類	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業	政府の段階 措置 概要	<p>最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p>
----	-------------------	-------------------------------	-------------------	---

	十九
留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>J S I C 四八五一 鉄道施設提供業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>	<p>運輸業</p> <p>道路旅客運送業</p> <p>J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら</p>

二十一	分野 小分野 産業分類	運輸業 水運業
二十	分野 小分野 産業分類	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 概要 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
		の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

		<p>留保の種類 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 中央政府</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>
二十二	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>上水道業</p> <p>J S I C 三六一一 上水道業</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

ウルグアイ東方共和国の表

一	
分野 小分野 留保の種類	漁業
留保の種類	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万三千八百三十三号 法律第一万四千六百五十号 法律第一万八千四百九十八号 法律第一万九千七百七十五号 千九百九十七年政令第四百四十九号 二千四年政令第二百三十三号
概要	<p>基線から十二海里までの内水及び領海内で操業する商業漁業（海洋における狩猟活動を含む。）は、ウルグアイ東方共和国（以下この表において「ウルグアイ」という。）が相互主義に基づいて締結した国際協定における取決めに影響を及ぼすことなく、専ら許可されたウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、ウルグアイの国民である船長、商船員又は漁ろう長によつて指揮されなければならない。また、当該船舶の乗組員の少なくとも九十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。この割合は、国際協定に従つて変更することができる。</p> <p>ウルグアイにおいて許可された国際的な水域においてのみ操業する漁船については、乗組員の少</p>

二	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	<p>通信（印刷媒体）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>中央政府</p> <p>法律第一万六千九十九号（第六条）</p> <p>ウルグアイの国民のみが、ウルグアイにおける新聞、雑誌又は定期刊行物の責任のある編集者又は管理者に就任できる。</p> <p>注 責任のある編集者又は管理者とは、特定の新聞、雑誌又は定期刊行物の内容について民法及</p>	<p>なくとも七十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。</p> <p>外国を旗国とする船舶は、国家水資源局により保持される登録簿に記録されるとおり、行政府の承認に従い、第一段の十二海里の区域と基線から二百海里との間の区域においてのみ漁ろう及び狩猟が許可される。これらの船舶は、操業を開始する前に、免許及び許可を取得しなければならない。</p> <p>製品化及び貿易を含む全ての漁業関連活動の実施に当たつての承認は、行政府により与えられなければならない。</p> <p>ウルグアイの機関及び個人の場合には、全てのウルグアイを旗国とする船舶は、科学的な漁ろう及び狩猟に対して定められた許可料の支払及び検査が免除される。</p> <p>魚の加工及び製品化については、魚が全面的又は部分的にウルグアイ国内で加工されなければならないとの条件を付す場合がある。</p>
---	---	---	---

	三	<p>び刑法に基づく責任を有する者をいう。</p>
	<p>分野 小分野 留保の種類</p>	<p>通信（テレビジョン、映画及び視聴覚サービス）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>中央政府</p> <p>法律第一万六千九十九号</p> <p>法律第一万八千二百八十四号</p> <p>概要</p> <p>テレビジョンにおける加入者向けサービス（ケーブル、衛星、MMD S及びUHFコードによるもの）を提供する企業の責任のある編集者又は管理者は、ウルグアイの国民でなければならない。</p> <p>注 責任のある編集者又は管理者とは、特定のテレビジョン、映画又は視聴覚サービス（あらゆる形態のもの）の内容について民法及び刑法に基づく責任を有する者をいう。</p> <p>ウルグアイ国立映画視聴覚機構は、その職務に定められているとおり、次のことを行うことができる。</p> <p>(a) 国内及び外国におけるウルグアイの映画及び視聴覚作品の創作、製作、共同製作、配給及び上映を促進し、奨励し、及び刺激すること。</p> <p>(b) 他の機構との相互主義の合意であって、それぞれの国内の市場への優先的なアクセスを付与</p>

五	四	
分野 小分野 留保の種類 政府の段階	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
高等教育サービス 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府	初等教育及び中等教育サービス 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 規則第十四号（千九百九十四年十二月十九日の公共教育公社議事録第八十六号に基づく同公社決議第二十号により採択されたもの） 教育機関の学長及び副学長は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する永住者でなければならない。	し、及び獲得するものを実施すること。 (c) ウルグアイ国内のテレビジョン媒体において国産の創作作品、記録映画及びアニメーション映画について最小限の放映をする措置並びに国際市場におけるその普及を促進すること。 (d) 映画館を構成する会場において国産の映画について最小限の上映をする措置を促進すること。

	<p>措置</p> <p>概要</p>	<p>法律第一万二千五百四十九号 千九百九十五年政令第三百八号</p> <p>教職員の絶対多数は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する永住者によって構成されなければならない。それらの者は、完全なスペイン語の能力を有しなければならない。</p> <p>高等教育機関の定款は、運営上及び學術上の管理を行う組織について定め、並びにその構成員の任命に関する手続について定める。当該構成員の大部分は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する者でなければならない。</p>
<p>六</p>	<p>分野</p> <p>小分野</p> <p>留保の種類</p> <p>政府の段階</p> <p>措置</p> <p>概要</p>	<p>鉱業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>中央政府</p> <p>法律第一万八千八百十三号</p> <p>政令法第一万五千二百四十二号及びその関連政令</p> <p>海底の下及び地中にある並びに国の領域の地表に表出する全ての鉱物資源は、奪い得ない及び時効によって権利が消滅しない国の所有物である。</p> <p>前段の規定にかかわらず、非金属鉱物資源の鉱床（建築用資材として直接に使用され、鉱物性材料の物理的又は化学的な変化を引き起こす産業の工程を經ていない非金属鉱物資源の鉱床を含む。）</p>

	七
	分野 小分野 留保の種類
<p>は、政令法第一万五千二百四十二号及びその改正が定める条件に従い、土地所有者による開発のために留保される。</p> <p>鉱床及び鉱山の探査及び開発は、専ら(a)国又は公的企業によって行われ、また、(b)鉱業の権原に基づいて行われる。</p> <p>それぞれの権原に基づく鉱業権の享有は、特定の規定及び特定の契約の規定により規律される。操業する特許を受けた者であつて、金属鉱石を輸出する立場であるものは、輸出ごとの産品の価額の十五パーセントを本船渡し(FOB) 価格で国内市場に供給しなければならない。</p>	<p>鉄道輸送サービス</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>最恵国待遇(第四条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>中央政府</p> <p>鉄道分野に関する法的枠組規則(二千三年十一月二十七日の運輸公共事業省決議第千七百六十七号により採択されたもの)</p> <p>国際地上交通協定(ATIT)(千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの)(千九百九十一年七月八日付けの官報)</p> <p>法律第一万七千九百三十号(第二百五条)</p> <p>政令法第一万四千七百九十八号</p>

	八
概要	分野 小分野 留保の種類
<p>二千十三年政令第二百六十二号</p> <p>鉄道の運営者は、鉄道の旅客及び貨物の輸送サービスを提供するため、免許の付与について決定する国立交通局から免許（鉄道事業免許）を得なければならない。免許の取得の要件には、次のことを含む。</p> <p>(a) 鉄道の運営者の払込資本の少なくとも五十一パーセントを、ウルグアイに居住するウルグアイの国民又は同じ払込資本条件を満たすウルグアイの企業が所有していること。</p> <p>(b) 鉄道の運営者の役員会又は取締役会の少なくとも五十一パーセントがウルグアイに居住するウルグアイの国民で構成されていること。</p> <p>国際鉄道貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア）の間の国際地上交通協定（ATTI）により、相互主義に基づいて、ウルグアイの鉄道の運営者に与えられる。</p>	<p>道路交通サービス</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>中央政府</p> <p>国際地上交通協定（ATTI）（千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの）（千九百九十一年七月八日付けの官報）</p>
	措置 政府の段階

九	
分野 小分野	概要
海上交通サービス及び補助的なサービス	<p>千九百九十七年政令第二百三十号 二千六政令第二百七十四号 二千六政令第二百八十五号 定期運航乗合旅客輸送</p> <p>ウルグアイは、国内の及び国際的な定期運行乗合旅客輸送サービスを提供する権利を留保するが、私企業に特許及び許可を与える。当該特許及び許可は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業に対してのみ与えられる。</p> <p>ウルグアイの企業とは、ウルグアイに在住するウルグアイの国民が、(i)経営し、(ii)管理し、及び(iii)資本の過半数を所有する企業をいう。</p> <p>不定期運行乗合旅客輸送（観光客及び観光客以外の輸送）</p> <p>これらのサービスの提供は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業のために留保される。</p> <p>国際旅客貨物輸送</p> <p>ウルグアイの国民が資本の過半数を所有し、かつ、実質的に管理している企業のみが、国際貨物旅客輸送を行うことができる。</p> <p>国際道路貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア）の間の国際地上交通協定（A T I T）により、相互主義に基づいて、ウルグアイの道路の運営者に与えられる。</p>

留保の種類	政府の段階 措置	概要
内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条）	中央政府 法律第一万二千九十一号	千九百九十四年政令第三十一号 政令法第一万四千六百五十号（第一章、第二章及び第五章）
	法律第一万四千六百六号（第三百九条） 法律第一万六千三百八十七号（第十八条）（法律第一万六千七百三十六号第三百二十一条により改正されたもの）	ウルグアイの港と沿岸地域との間で行われる国内船舶輸送サービスを対象とする内航海運貿易（ウルグアイの管轄内の水域において行われる船舶による救助活動、積卸し、えい航その他の活動を含む。）は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、特定の税（例えば、船舶の装備、販売及び収入に係る税）を免除される。
	法律第一万七千二百九十六号（第二百六十三条）	行政府は、ウルグアイを旗国とする船舶が利用可能ではない場合には、外国を旗国とする船舶に対し、内航海運業務の実施を許可するための免除を認めることができる。
	法律第一万八千四百九十八号	ウルグアイ国内で内航海運業務を行う船舶は、次の要件に従うものとする。
	法律第一万八千八百九十一号	

(a) 当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。

(b) 当該船舶が企業によって所有される場合には、(i)当該企業の所有者の五十一パーセントがウルグアイの国民であること(ii)ウルグアイの国民が議決権のある株式の五十一パーセントを所有していること並びに(iii)ウルグアイの国民が当該企業を管理し、及び経営していること。

ウルグアイ及びアルゼンチンそれぞれの国境の港の間の河川を横断する旅客及び車両の輸送は、ウルグアイ又はアルゼンチンを旗国とする船舶のために留保される。

ウルグアイの外国貿易（輸入及び輸出）の全ての貨物輸送のうちの半分は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。ただし、外国を旗国とする船舶に対し、外国貿易のその留保された部分の輸送を行うための免除が認められる。

ウルグアイは、相互主義に基づいて、ウルグアイの外国貿易における貨物輸送へのアクセスについて制限を課すことができる。

ウルグアイを旗国とする船舶は、次の要件を満たす場合には、特定の税を免除される。

(a) 当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。

(b) 当該船舶が企業によって所有される場合には、当該船舶がウルグアイの国民の管理及び監督の下にあること。

ウルグアイの商船の乗組員は、次の要件を満たさなければならない。

(a) 当該船舶が権限のある当局から通航の承認を得て操業している船舶の場合には、上級乗組員（船長、機関長及び無線通信士を含む。）の九十パーセントがウルグアイの国民であること。

	十	
	分野 小分野 留保の種類	航空サービス
	政府の段階 措置	<p>(b) その他の乗組員の少なくとも九十パーセントがウルグアイの国民であること。</p> <p>(c) 権限のある当局から通航の承認を得ずに操業している船舶の場合には、船長、機関長及び無線通信士又は一等航海士がウルグアイの国民であること。</p> <p>内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 法律第一万二千十八号 法律第一万八千五十八号 政令法第一万四千三百五号（航空法） 政令法第一万四千六百五十三号 政令法第一万四千八百四十五号 千九百七十三年政令第八百八号 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第五百五十八号</p>

概要

二千一年政令第百八十三号

二千十年政令第百四十五号

ウルグアイ航空規則（第六十一号、第六十三号及び第六十五号）

ウルグアイの航空貿易関係は、実効的な相互主義の原則に基づく。

航空券代理店及び航空券販売店の設立を含む航空活動の実施には、国際基準並びに航空法（政令第一万四千三百五号及びその改正）及びその規則の規定に基づく特許又は承認が必要とされる。

ウルグアイに発着する航空サービスを提供する外国の国際航空企業又は当該サービスの提供は行わないがウルグアイにおいて直接に若しくは代理店、販売店若しくは販売の承認を受けた第三の企業（その性質及び名称を問わない。）を通じて旅客に航空券の販売を行う企業は、ウルグアイの航空商業権を含む国の財産の開発に対する補償として、ウルグアイにおいて販売された航空券（全ての経路を構成するもの）につき、その価格の最大十五パーセントの割合の料金を発券又は支払の形態及び場所を問わず支払う。

ウルグアイの航空運送企業のみが、国内航空運送サービス（国内営業）を行う航空機を操業し、ウルグアイの航空運送人として定期及び不定期の国際航空運送サービスを提供することができる。

国内航空事業は、専らウルグアイの企業が行う。国が直接に国内航空事業を行う場合を除くほか、旅客、郵便物及び貨物に関する定期の国内航空事業は特許を受けた者によって行われ、不定期の国内航空事業は許可に基づいて行われる。

ウルグアイの航空事業企業のみが、ウルグアイ国内の非運送航空サービスを提供する航空機を操業することができる。

航空当局は、国内航空サービスについて、同様の権利が相互主義に基づいて与えられている場合

に限り、外国の企業に対して許可することができる。

企業は、ウルグアイの航空運送企業又はウルグアイの航空事業企業となるためには、ウルグアイに居住するウルグアイの国民が当該企業の五十一パーセントを所有していなければならない。

ウルグアイの企業は、ウルグアイの免許を有していなければならない。もつとも、航空当局は、サービスの提供を確保するため又は国民の便益上の理由により、外国の免許を有する航空機の使用を例外的に許可することができる。

ウルグアイの航空運送企業及びウルグアイの航空事業企業の経営者を含む全ての乗組員及び人員は、国家民間航空・航空インフラ局が別段の承認を与える場合を除くほか、ウルグアイの国民でなければならぬ。

航空機の所有者は、航空機の登録を申請するためには、ウルグアイに在住する者でなければならない。この条件は、共同所有である場合には、共同所有者の五十一パーセントであつて、航空機の価値の五十一パーセントを超える権利を有する者がウルグアイに在住する者であることにより確認される。行政府は、前記の居所に関する条件を妨げることなく、航空機の所有者が当該航空機の登録のために満たすべき他の条件を定める。

ウルグアイを旗国とする航空運送人は、保守及び修理を含む業務上のニーズを、可能な限り国内の供給源で満たすものとする。

航空タクシー・サービスは、国内企業のために留保される。航空タクシー・サービスに関する外国の事業者は、当該外国がウルグアイの航空サービス事業者に対して同一の待遇を与える場合には、当該事業者に認められる権利、特典又は利益により、ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域で操業することができる。

十一	分野	航空写真サービス及び農業上の運航サービス
	小分野	
	留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）
	政府の段階	特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府
	措置	政令法第一万四千三百五号（航空法） 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第五百十八号 千九百九十四年政令第三百十四号 二千十年政令第四百十五号 千九百五十二年七月四日の政府評議会政令第二万四千四百九号
	概要	<p>自由飛行区域における航空写真サービス活動は、航空写真家登録簿に登録した者に認められる。同登録簿に登録するためには、航空士、運航者及び技術者を含む職員は、ウルグアイの国民でなければならぬ。ただし、権限のある当局がこの要件を免除する場合は、この限りでない。</p> <p>ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域において可搬式センサーにより調査を行うこと及び当該調査により得られた資料を処理することについて許可を得るためには、ウルグアイの国民又はウル</p>

		<p>グアイの企業であるとの要件が満たされる必要がある。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。</p> <p>農業上の運輸。行政府は、国内の手段によってこの分野の要求が満たされない状況においては、権限のある当局の要請により、外国の航空機が一時的に入国することを許可することができる。</p> <p>開発（例えば、炭化水素資源の探査、水産業、かんがい研究、地質調査等）に用いられる航空事業は、ウルグアイの企業に留保される。権限のある当局は、ウルグアイの企業が特定の要件を満たすことができない場合に限り、ウルグアイの領域における外国の企業の操業を一時的に許可することができる。</p> <p>ウルグアイの国民又はウルグアイの企業（航空士、運航者及び技術者を含む。）のみが、航空宇宙感知機操業者登録簿に登録することができる。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。企業に関しては、その役員の過半数がウルグアイの国民でなければならない。</p>
十二	<p>分野 小分野 留保の種類</p>	<p>金融サービス 金融仲介業（銀行業） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府</p>
<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>政令法第一万五千三百二十二号（第八条） 外国の金融機関の支店又は子会社は、ウルグアイの国民が当該金融機関の取締役会若しくは経営に参加すること又は当該金融機関におけるその他の役職に就任することを当該機関の規則により禁</p>	

十五	十四	十三	
分野 小分野	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
金融サービス	<p>金融サービス 保険</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府 法律第一万六千四百二十六号（第一条）</p> <p>国立保険銀行は、労働者の産業災害補償保険を提供することを許可された唯一の事業体であり、その結果、その事業の全体に関して競争上の優位を有する。</p>	<p>金融サービス 金融仲介業（銀行業） 内国民待遇（第三条） 中央政府 法律第一万八千四百一号（第三十四条）</p> <p>預金保険によって保証される銀行預金の最高額は、預金がウルグアイ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。</p>	止してはならない。

	留保の種類 政府の段階 措置	概要
	内国民待遇（第三条） 中央政府 法律第一万五千九百三十三号（第四百五十三号） 法律第一万七千五百五十五号（第八十条）	ウルグアイ政府及び公的企業は、ウルグアイ東方共和国銀行にのみ資金を預託しなければならない。

附属書Ⅱ 第十条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第十条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第三条（内国民待遇）

(b) 第四条（最恵国待遇）

(c) 第八条（特定措置の履行要求）

(d) 第九条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」が他の全ての事項に優先する。
- 4 「留保の種類」に特定する義務は、第十条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。
- 5 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	二
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
全ての分野 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 指定された企業若しくは政府機関（以下この表において「企業等」という。）にのみ認められて

四	三	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第三条）	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 補助金については、ウルグアイ東方共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	いる日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六	五	
分野	現行の措置 概要 産業分類 留保の種類	現行の措置 概要
エネルギー産業	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七	
小分野 産業分類 留保の種類	小分野 産業分類 留保の種類
<p>電気業 ガス業 原子力産業</p> <p>内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条</p>	<p>漁業</p> <p>領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p>

八	
分野 小分野	<p>概要</p> <p>最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>
情報通信業 放送業	

九	
概要 留保の種類 産業分類 小分野 分野	産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
土地取引に関する事項 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制	J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第九十三条、第一百六条、第二百二十五条、第二百五十九条 及び第六十一条

	<p>現行の措置</p> <p>限ることができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>
--	---

ウルグアイ東方共和国の表

二	<p>分野 小分野 留保の種類</p> <p>液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービス</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p>
一	<p>分野 小分野 留保の種類</p> <p>道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>ウルグアイ東方共和国（以下この表において「ウルグアイ」という。）は、道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤に係る特許並びに現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>
現行の措置	
概要	

四	三	
分野 小分野 留保の種類	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	概要 現行の措置
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>ウルグアイは、社会的又は経済的な理由により少数民族に権利又は特惠を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>ウルグアイは、液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービスに係る特許並びに当該サービスに係る現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>燃料アルコールセメント公社（ANCAP）は、法令に従って特許を与える。</p>

五	
分野 小分野 留保の種類 概要	概要 現行の措置
<p>郵便サービス</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>ウルグアイは、公的企業が提供する定期的な仕入書の受領、処理、輸送及び引渡しに制限を課す措置を採用し、又は維持する権利を留保する。当該公的企業には、次のものを含む。</p> <p>(a) ANTEL（電気通信公社（基本電気通信））</p> <p>(b) UTE（電力公社（配電））</p>	<p>概要</p> <p>ウルグアイは、既存の公的企業において保有されるあらゆる持分の移転又は処分について、ウルグアイの国民のみが取得できるような制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ただし、前段の制限は、当該持分の最初の移転又は処分に関連し、その後の移転又は処分には関連しない。</p> <p>ウルグアイは、移転される持分の所有に対する制限を通じてではなく取締役会の構成に関する措置を通じて第一段に規定する持分の移転又は処分により設立される新たな企業の管理を制限し、又は要件を課する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ウルグアイは、また、当該新たな企業の経営幹部及び取締役会役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>「公的企業」とは、ウルグアイ国家が当該企業の財産への参加を通じて所有し、又は支配する企業をいう（この協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。）。</p>

七	六	
分野 小分野 留保の種類 概要	現行の措置 概要	現行の措置
伝統的な行事及び祭典 内国民待遇（第三条） ウルグアイは、パレード、カーニバル等のウルグアイの国民の伝統に関する行事の開催及び振興	更生及び社会復帰事業、社会保障又は失業給付、社会福祉、公共教育、公共の訓練、保健、保育、下水道事業及び上水道事業 ウルグアイは、法の執行業務の提供及び次のサービス（公共の目的のために設けられ、又は維持される社会サービスである場合に限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 経営幹部及び取締役会（第九条） 特定措置の履行要求（第八条） 最恵国待遇（第四条） 内国民待遇（第三条） 社会サービス	(c) O S E（水道公社（配水））

九	八	
分野 小分野 留保の種類 概要	分野 小分野 留保の種類 概要	現 行 の 措 置
<p>全ての分野</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>ウルグアイは、この協定の効力発生の日の前から効力を有する又は当該効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ウルグアイは、次の分野について、この協定の効力発生の日の後に効力を生ずる又は署名される二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>ウルグアイは、鉄道輸送及び補助的なサービスについて、特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置がウルグアイの法律に基づいて適切であり、透明性があり、かつ、差別的でないことを条件とする。</p>	<p>に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

十一	十一	
分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
財政 内国民待遇（第三条） ウルグアイは、ウルグアイの中央銀行又はウルグアイ政府が発行する債券、経済財務省証券その他の債務証券の取得、売却その他の処分を制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	最恵国待遇（第四条） ウルグアイは、この協定の効力発生の日の後に南米南部共同市場（MERCOSUR）上の約束に従って締結される地上輸送に関する二国間又は多数国間の国際協定に基づき、MERCOSURの加盟国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	(a) 航空 (b) 漁業 (c) 救助を含む海事 (d) 電気通信

十二	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	全ての分野 内国民待遇（第三条） ウルグアイは、自国の区域内の陸上国境及び河川国境に沿った国境保安地帯の設立に向けた措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十三	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	通信 ラジオ、テレビジョン及びその他の視聴覚通信サービス 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） ウルグアイは、ラジオ、テレビジョン及びその他の視聴覚通信サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 政令法第一万四千六百七十号 政令法第一万五千六百七十一号（第十条） 法律第一万六千九十九号（第六条） 法律第一万八千二百三十二号 千九百七十八年政令第七百三十四号（第八条、第九条及び第十一条）

十五	十四	
分野 小分野 留保の種類 概要	現行の措置 概要 留保の種類	
全ての分野 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 補助金については、日本国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	農村の財産及び農業開発 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） ウルグアイは、農村の財産の購入及び所有並びに農業開発を制限する措置であつて、外国の国有財産又は政府系ファンドが所有し、又は直接若しくは間接に関与する企業に対するものを採用し、又は維持する権利を留保する。	千九百八十年政令第三百二十七号 千九百八十六年政令第三百五十号 二千十二年政令第五百五十三号

現
行
の
措
置

附属書Ⅲ 収用

1 両締約国は、第十六条1の規定が収用に関する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。

2 締約国による一又は一連の措置は、資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）又は投資財産に係る財産権の持分を侵害するものでない限り、収用を構成しない。

3 第十六条1の規定は、次の二の事態を取り扱っている。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転若しくは明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

4 締約国の政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定する

に当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c) 政府の措置の性質（その目的を含む。）

5 締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために締約国が立案し、及び適用する差別的でない規制措置は、間接的な収用を構成しない。

附属書IV 金融サービス

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

注釈 「信用秩序の維持」には、個々の金融機関の安全性、健全性又は安定性の維持を含むことが了解される。

2 締約国は、3の規定を害さないことを条件として、金融政策及び為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。

3 締約国が1及び2の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

4 第二十条の規定は、金融サービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の

法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

5 第二十一条の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であつて金融サービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従つて既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する投資紛争についてのみ適用する。

6 この附属書の規定の下で生ずる紛争のために第二十条の規定により設置される仲裁委員会又は第二十一条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務（金融機関に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によつてのみ構成する。

7 第二十条の規定に基づく仲裁委員会又は第二十一条の規定に基づく仲裁裁判所に付託され、締約国がこの附属書の1又は2の規定を抗弁として援用するいかなる紛争についても、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所は、両締約国の権限のある金融当局に対し、当該紛争の原因である当該締約国による措置が当該規定に規定する措置に含まれるか否かに係る事案についての決定を行うよう要求する。この決定は、当該仲

裁委員会又は当該仲裁裁判所を拘束するものであり、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所からの要請が受領されてから九十日の期間内に行われる。権限のある金融当局が九十日以内に当該決定を行うことができないう場合には、当該事案は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所により解決される。

注釈 この7の規定の適用上、「権限のある金融当局」とは、

- (i) 日本国については、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

- (ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者及びウルグアイ中央銀行総裁又は権限を与えられたその代理者をいう。

8 「金融サービス」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。